

平成 22 年度事業計画書

、平成 22 年度の公益事業

1、 助成事業 23,000 千円

(ア)助成募集・採択要件

本年度は助成予算として 23,000 千円を計上いたします。採択要件は例年と同じとし、1 件あたり最大 1,500 千円にて公募します。

(イ)地域・対象国分布の維持

平成 21 年度の事業対象国は、12 ヶ国でした。引続き特定の地域や国に偏ることなく、広く助成対象案件を募集・採択できるようつとめます。

(ウ)助成対象プロジェクトの発掘・検討・選考

種々のチャンネルを活用し、多種多様なプロジェクトに係わる助成申請受付をめざしますが、案件の質的レベルを確保するため、前年度と同じく邦人または本邦ボランティア団体が関与する案件を受け付けることとします。

申請団体に対し、適宜面談やヒアリングを実施してプロジェクトの正確な把握および評価につとめます。

2、 国際教育活動支援事業 3,000 千円

(ア)支援が必要な地域・階層の子ども達の教育環境を改善する案件開拓のチャンネルを増やすべく、前年度に引続き在日大使館アタッシェの協力の下に「国際教育支援活動」事業を展開します。

(イ)本予算 3,000 千円に未執行残高が生じる場合、そのまま上記 1、助成事業予算 23,000 千円に上乗せすることし、合計 26,000 千円を広義の途上国教育支援に充当いたします。

、その他

1、 賛助会員の獲得

(ア)既会員更新の促進

決算確定後、ディスクロージャー(事業報告・決算報告書等) 助成事業や実績を記載するニュースレターを作成して、賛助会員あてに郵送します。拠出した賛助会費が、途上国の子ども達の教育設備や環境を改善するために有効に使われていることを認識していただき、賛助会員の年度更新率を高めます。

2、 主たる事務所の移転と寄附行為の一部変更の件

(ア)現事務所家主からの賃貸借契約条項に則った明渡申入れを受諾し、主たる事務所を移転します。移転および寄附行為の一部変更を主務官庁宛てに申請し、認可取得後速やかに実施いたします。

これに伴い、現事務所の原状回復、引越、新事務所の造作費等に係る支払いが発生します

移転先：東京都台東区柳橋二丁目 20 番 15 号 5 階の一部

3、 公益法人改革に伴う一般財団法人認可手続き

事務所移転後、一般財団法人移行認可取得手続きの準備にはいります。

以 上